

指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】

《 目 次 》

1. リスク分担表

2. 協定書標準例

- 1 【使用料施設・利益配分無し】（基本協定・年度協定）
- 2 【使用料施設・利益配分有り】（基本協定・年度協定）
- 3 【利用料金施設・業務代行料無し】（基本協定・年度協定）
- 4 【利用料金施設・業務代行料有り】（基本協定・年度協定）
- 5 【無料施設・利益配分有り】（基本協定・年度協定）

（令和6年度以降、新たに指定管理者を選定した場合、次の協定書標準例を使用すること。）

- 7 【使用料施設・利益配分無し】協定書標準例（令和6年度以降_債務負担行為設定有）
- 8 【使用料施設・利益配分有り】協定書標準例（令和6年度以降_債務負担行為設定有）
- 9 【利用料金施設・業務代行料無し】協定書標準例（令和6年度以降）
- 10 【利用料金施設・業務代行料有り】協定書標準例（令和6年度以降_債務負担行為設定有）
- 11 【無料施設・利益配分有り】協定書標準例（令和6年度以降_債務負担行為設定有）
- 12 別紙「収支計画書」
- 13 概算払いに関する特約条項
- 14 変更（基本・年度）協定書

3. 利用料金（変更）承認申請書・承認書

4. 指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて（通知）

- 1 （様式例1）第三者委託承諾申請書
- 2 （様式例2）第三者委託承諾書
- 3 （様式例3）第三者委託業者通知書
- 4 （様式例4）第三者委託業者変更通知書
- 5 （様式例5）履行体制届
- 6 （様式例6）再委託等承諾チェックリスト
- 7 （様式例7）理由書兼誓約書
- 8 （様式例8）公表様式及び形式

5. 指定管理者指定取消通知書

6. 業務責任者（変更）通知書

7. 業務従事者（変更）通知書

- 1 業務従事者(変更)通知書 別紙

8. 対象文書等引渡し完了報告書

9. 外部委託（指定管理者を含む）による情報セキュリティ対策の履行状況チェックシート

10. 次期指定管理者募集に係る検証シート

【参考】

- 1. 暴力団排除に関する協定書に基づく照会について（照会）様式1
- 2. 暴力団排除に関する協定書に基づく照会について（照会）別紙
- 3. 暴力団排除に関する協定書に基づく照会について（照会）様式2

☆大阪市教育長が指定を行っている施設については、「大阪市長」を「大阪市教育委員会教育長」に置き換えて使用してください。

☆この様式例集はあくまでも標準例です。施設の特性等に応じて適宜変更を行ってください。

1. リスク分担表

リスク分担表

※標準例であり、施設に応じた具体的なリスク分担を定めること

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		大阪市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	指定後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
	自然災害等による施設・設備の復旧費用	○	
事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト※2	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
	大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※3	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
	指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償 ※4	施設、機器の不備による事故	協議事項	
	指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
管理リスク	施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休館等に伴うもの		○

1. リスク分担表

※1 不可抗力

- ・ 不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・ 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- ・ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・ 不可抗力による臨時休館等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。

業務代行料の増額等により市が負担する場合や納付金を減額する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休館によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応

- ・ 新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・ 引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等の損傷

2 指定管理者が対応するもの

(1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷

(2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷

(3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの

（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）

(4) 施設管理に関わって必要な消耗品の補充交換

※ なお(1)～(4)で対応した施設等の所有については、大阪市とする。

（注）基幹的な施設・機器等とは、・・・建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）などをいう。

- ・ 施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

大阪市のリスク分担とする場合、削除し、下記のなお書きの項番を修正すること。

※4 施設、機器の不備又は指定管理者に施設管理上の帰責事由があることによる事故への対応

- ・ 施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

《使用料施設・利益配分無し》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第48条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 業務代行料の支払い
- (3) 業務代行料の前払い
- (4) 業務代行料の精算
- (5) 協定期間
- (6) ※その他必要な事項を記載すること
- (7) 違約金
- (8) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(当該業務の範囲)

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) 〇〇〇〇業務

《自主事業》

(4) 〇〇〇〇業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
2（7）目的事業と自主事業を参照すること。

目的事業の詳細については、別途仕様書として示すことも可とする。

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び
収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協
定に当該業務細目について定めるものとする。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業
を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、
自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いに
ついて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

- (1)〇〇〇の利用者数 〇人以上
- (2)〇〇〇利用者の満足度 〇%以上
- (3)．．．．．

※適宜設定している成果目標について記載すること。

6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第27条に定める使用料の徴収事務、第33条第3項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を

有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所）

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第

三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の

義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

（災害時等の施設の使用及び体制整備）

第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

（臨機の措置）

第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市直ちに通知しなければならない。

3 大阪市の、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市の、大阪市の保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引渡し又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること。

（個人情報等の保護）

第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏ま

え、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等

上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。

- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関

係人に対し実施するよう努めなければならない。

（大阪市行政手続条例の遵守等）

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及

び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とする。

第3章 業務代行料及び使用料

(業務代行料の支払い)

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(使用料等)

第26条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る使用料は、○○条例及び○○規則に定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(徴収事務の委託)

第27条 指定管理者は、前条第1項の使用料を使用者から徴収し、大阪市に納付しなければならない。

2 前項の使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）の例による。

(会計独立の原則)

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第29条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。

4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。

5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。

6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定

管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担保表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第33条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又

は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第37条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第33条第3項又は第35条第3項の指示に従わないとき
 - (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
 - (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
 - (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
 - (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
 - (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
 - (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
 - (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- 2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

- 第38条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。
- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(業務代行料の返還及び損害賠償)

- 第39条 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第37条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第40条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定の取消し等の公表)

- 第41条 大阪市は、第37条第1項各号又は第38条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。
- 2 前項の場合において、指定管理者が第37条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

- 第42条 第37条第1項各号及び第38条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
 - 3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第43条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又

は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第44条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第45条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第46条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第47条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第48条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に

対して指定通知書を交付しなければならない。

- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第49条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第50条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日

【指定通知書を交付した日となる。】

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和○年度 ○○○○【施設名称】指定管理業務年度協定書

《使用料施設・利益配分無し》

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和○年○月○日付けで締結した○○○○管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和○年度における○○○○【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）及び業務代行料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※目的事業と自主事業について明確に区分し、列記すること。

3 基本協定第3条第4項に定める年度毎の目標は次の各号とする

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

(1) 金額 ○○○○

(2) 支払時期 ○○○○

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 2 前項で定める業務代行料の金額のうち、年額金〇〇万円は〇〇相当額に充てるものとする。
- 3 大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

※支払時期によって概算払いとなる場合は、第3条及び第4条の適用となる旨、記載すること。

（業務代行料の前払い）

- 第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

（業務代行料の精算）

- 第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
 - 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
 - 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

6 第2条第2項に定める〇〇相当額と実際に要した〇〇費の差額について、第1項から第5項に準じて、個別に年度ごとに精算するものとする。

※ 指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。
(関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21. 「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。)

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(その他必要な事項)

第〇条

(違約金)

第〇条 指定管理者は、基本協定第37条第1項各号及び第38条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 基本協定第37条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第38条第2項

〇〇〇〇円

(2) 基本協定第37条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第〇条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(大阪市) 大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市長 〇〇〇〇

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《使用料施設・利益配分有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第49条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 業務代行料の支払い
- (3) 業務代行料の前払い
- (4) 業務代行料の精算
- (5) 協定期間
- (6) 利益配分
- (7) ※その他必要な事項を記載すること。
- (8) 違約金
- (9) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(当該業務の範囲)

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) 〇〇〇〇業務

《自主事業》

(4) 〇〇〇〇業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
2（7）目的事業と自主事業を参照すること。

目的事業の詳細については、別途仕様書として示すことも可とする。

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び
収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協
定に当該業務細目について定めるものとする。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業
を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、
自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いに
ついて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

- (1)〇〇〇の利用者数 〇人以上
- (2)〇〇〇利用者の満足度 〇%以上
- (3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第27条に定める使用料の徴収事務、第33条第3項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その

他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所）

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

（災害時等の施設の使用及び体制整備）

第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

（臨機の措置）

第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要が

あると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市の直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

（個人情報等の保護）

第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の

防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順並びに指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等

上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。

- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1校規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業

務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

（大阪市行政手続条例の遵守等）

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 業務代行料及び使用料

(業務代行料の支払い)

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(使用料等)

第26条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る使用料は、○○条例及び○○規則に定める額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（徴収事務の委託）

第27条 指定管理者は、前条第1項の使用料を使用者から徴収し、大阪市の納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）の例による。

（会計独立の原則）

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

（施設、備品等の取扱い）

第29条 大阪市の、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（損害賠償に係る費用負担）

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者

が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

- 第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

- 第33条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。
 - 3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。
 - 5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。
 - 6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料等の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

- 第37条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。
- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

- 第38条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。
- (1) 指定管理者が第33条第3項又は第35条第3項の指示に従わないとき
 - (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
 - (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
 - (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
 - (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
 - (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
 - (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
 - (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき

(9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

第39条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の○月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(業務代行料の返還及び損害賠償)

第40条 指定管理者は、第38条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

2 指定管理者は、第38条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市の損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 大阪市は、第38条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第41条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定の取消し等の公表)

第42条 大阪市は、第38条第1項各号又は第39条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者が第38条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第43条 第38条第1項及び第39条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第44条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第45条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第46条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第47条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第48条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第49条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。

6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。

7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第50条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第51条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)及び会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和○年度 ○○○○【施設名称】指定管理業務年度協定書

《使用料施設・利益配分有り》

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和○年○月○日付けで締結した○○○○管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和○年度における○○○○【施設名称】の指定管理運営（以下「当該業務」という。）、業務代行料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※目的事業と自主事業について明確に区分し、列記すること。

3 基本協定第3条第4項に定める年度毎の目標は次の各号とする

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

(1) 金額 ○○○○

(2) 支払時期 ○○○○

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 2 前項で定める業務代行料の金額のうち、年額金〇〇万円は〇〇相当額に充てるものとする。
- 3 大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

※支払時期によって概算払いとなる場合は、第3条及び第4条の適用となる旨、記載すること。

(業務代行料の前払い)

- 第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

(業務代行料の精算)

- 第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市の提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
 - 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
 - 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 6 第2条第2項に定める〇〇相当額と実際に要した〇〇費の差額について、第1項から第5項に準じて、個別に年度ごとに精算するものとする。

※ 指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21. 「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（利益配分）

第6条 基本協定第37条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 2 基本協定第36条第2項に定める事項は次のとおりとする。
- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第2項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

※一定以上の利益とは、概ね100分の5を基本とし、配分率は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

(その他必要な事項)

第〇条

(違約金)

第〇条 指定管理者は、基本協定第38条第1項各号及び第39条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 基本協定第38条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第39条第2項

〇〇〇〇円

- (2) 基本協定第38条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

- 2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第〇条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《利用料金施設・業務代行料無し》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第49条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 納付金等
- (3) 利益配分
- (4) 協定期間
- (5) ※その他必要な事項を記載すること
- (6) 違約金
- (7) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(当該業務の範囲)

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) 〇〇〇〇業務

《自主事業》

(4) 〇〇〇〇業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
2（7）目的事業と自主事業を参照すること。

目的事業の詳細については、別途仕様書として示すことも可とする。

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協定に当該業務細目について定めるものとする。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

(1)〇〇〇の利用者数 〇人以上

(2)〇〇〇利用者の満足度 〇%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第25条第1項に定める利用料金の決定、第33条第3項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を

有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所）

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第

三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でない判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の

義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市直ちに通知しなければならない。

3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市の認める部分については、大阪市のこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市のその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

（個人情報等の保護）

第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏ま

え、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、第1項及び前項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等

上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。

- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関

係人に対し実施するよう努めなければならない。

（大阪市行政手続条例の遵守等）

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及

び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 利用料金及び納付金

(利用料金等)

第25条 ○○○○【施設名称】（附属設備を含む。）に係る利用料金は、○○条例及び○○規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免又は還付)

第26条 指定管理者は、○○条例及び○○規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(納付金)

第27条 指定管理者は、納付金を大阪市に納付することを提案している場合は、年度ごとに、大阪市に納めなければならない。

2 納付金の金額及び納付時期については年度協定で定めるものとする。

(会計独立の原則)

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第29条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。

4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。

5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。

6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第33条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める納付金等の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第37条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いて、

年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。
- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第38条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第33条第3項又は第35条第3項の指示に従わないとき
 - (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
 - (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
 - (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
 - (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
 - (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
 - (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
 - (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき
- 2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

第39条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(損害賠償)

第40条 指定管理者は、第38条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 大阪市は、第38条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第41条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

第42条 大阪市は、第38条第1項各号又は第39条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者が第38条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第43条 第38条第1項各号及び第39条第2項に定める場合のほか、大阪市が事

情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第44条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第45条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第46条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第47条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使

用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第48条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第49条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第50条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、指定管理者からその支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第51条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則

（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島 1-3-20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和○年度 ○○○○【施設名称】指定管理業務年度協定書

《利用料金施設・業務代行料無し》

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和○年○月○日付けで締結した○○○○管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和○年度における○○○○【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）及び納付金等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※目的事業と自主事業について明確に区分し、列記すること

3 基本協定第3条第4項に定める年度毎の目標は次の各号とする

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

（納付金等）

第2条 基本協定第27条第2項に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 金額 ○○○○

(2) 納付時期 ○○○○

2 指定管理者は、前項の納付金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

(利益配分)

第3条 基本協定第37条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 基本協定第37条第2項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第2項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

※一定以上の利益とは、概ね100分の5を基本とし、配分率は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(その他必要な事項)

第〇条

(違約金)

第〇条 指定管理者は、基本協定第38条第1項各号及び第39条第2項の規定に

《利用料金施設・業務代行料有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第49条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 業務代行料の支払い
- (3) 業務代行料の前払い
- (4) 業務代行料の精算
- (5) 納付金等
- (6) 利益配分
- (7) 協定期間
- (8) ※その他必要な事項を記載すること。
- (9) 違約金

(10) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(当該業務の範囲)

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) 〇〇〇〇業務

《自主事業》

(4) 〇〇〇〇業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
2（7）目的事業と自主事業を参照すること。

目的事業の詳細については、別途仕様書として示すことも可とする。

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協定に当該業務細目について定めるものとする。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

(1)〇〇〇の利用者数 〇人以上

(2)〇〇〇利用者の満足度 〇%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第26条第1項に定める利用料金の決定、第33条第3項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所）

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。

4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。

5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々

委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

- 第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下、「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。
- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
 - 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
 - 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
 - 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

- 第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。
- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
 - 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
 - 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

- 第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

- 第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

(個人情報等の保護)

- 第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（個人情報等の管理）

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。

- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業

務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 指定管理者は、前2項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 業務代行料及び利用料金

(業務代行料の支払い)

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(利用料金等)

第26条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る利用料金は、○○条例及び○○規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加

料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免又は還付)

第27条 指定管理者は、〇〇条例及び〇〇規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(会計独立の原則)

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第29条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定

管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担保表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第33条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又

は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料又は納付金等の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第37条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の

実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。
- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

第6章 指定の取消し等

（指定の取消し又は当該業務の停止）

第38条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第33条第3項又は第35条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

- 2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の

指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

第39条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(業務代行料の返還及び損害賠償)

第40条 指定管理者は、第38条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

2 指定管理者は、第38条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市内に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 大阪市は、第38条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第41条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

第42条 大阪市は、第38条第1項各号又は第39条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者が第38条第1項第6号及び第7号に該当

するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第43条 第38条第1項各号及び第39条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第44条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第45条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第46条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

（審査請求への対応）

第47条 ○○条例第○条の規定による使用許可、同条例第○条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第○条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

（重要事項の変更届出）

第48条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

（市会の議決等）

第49条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

（賠償金等の請求）

第50条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの

日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第51条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和 年 月 日 ※指定通知書を交付した日となること。

(大阪市) 大阪市北区中之島1-3-20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和○年度 ○○○○【施設名称】指定管理業務年度協定書

《利用料金施設・業務代行料有り》

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和○年○月○日付けで締結した○○○○管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和○年度における○○○○【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）、業務代行料及び納付金等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※目的事業と自主事業について明確に区分し、列記すること

3 基本協定第3条第4項に定める年度毎の目標は次の各号とする

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

(1) 金額 ○○○○

(2) 支払時期 ○○○○

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 2 前項で定める業務代行料の金額のうち、年額金〇〇万円は〇〇相当額に充てるものとする。
- 3 大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

※支払時期によって概算払いとなる場合は、第3条及び第4条の適用となる旨、記載すること。

(業務代行料の前払い)

- 第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

(業務代行料の精算)

- 第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市の提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
 - 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
 - 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 6 第2条第2項に定める〇〇相当額と実際に要した〇〇費の差額について、第1項から第5項に準じて、個別に年度ごとに精算するものとする。

※ 指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21. 「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）

（利益配分）

第5条 基本協定第37条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 基本協定第37条第2項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が出た場合とは、基本協定第37条第2項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

※一定の利益とは、概ね100分の5を基本とし、配分率は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとす

る。

(その他必要な事項)

第〇条

(違約金)

第〇条 指定管理者は、基本協定第38条第1項各号及び第39条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 基本協定第38条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第39条第2項

〇〇〇〇円

(2) 基本協定第38条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第〇条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料及び納付金等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(大阪市)

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市長 ○○○○

(指定管理者)	所在地
	法人等名称
	代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《無料施設・利益配分有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第48条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 業務代行料の支払い
- (3) 業務代行料の前払い
- (4) 業務代行料の精算
- (5) 協定期間
- (6) 利益配分
- (7) ※その他必要な事項を記載すること。
- (8) 違約金
- (9) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(当該業務の範囲)

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) 〇〇〇〇業務

《自主事業》

(4) 〇〇〇〇業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
2（7）目的事業と自主事業を参照すること。

目的事業の詳細については、別途仕様書として示すことも可とする。

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協定に当該業務細目について定めるものとする。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いに

について検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

- (1)〇〇〇の利用者数 〇人以上
- (2)〇〇〇利用者の満足度 〇%以上
- (3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、年度協定書で定める。

(供用日又は供用時間の変更)

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（この協定及び年度協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この協定及び年度協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第32条第3項に定める報告、第34条に定める事業報告、第35条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定及び年度協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を

有する業務従事者（個人情報等を取り扱う者を含む）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定及び年度協定に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所）

第8条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている安全対策を確保しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第9条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第

三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第10条 指定管理者は、この協定又は年度協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第11条 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の

義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

(事故等への対応)

第12条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第13条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第14条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市直ちに通知しなければならない。

3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第15条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

（個人情報等の保護）

第16条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏ま

え、この協定及び年度協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定及び年度協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第17条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等

上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。

- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、指定管理者の保有する個人情報に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第18条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第19条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業

務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第20条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

(公正な職務の執行に関する責務)

第21条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入)

第22条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

(人権研修の実施)

第23条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第24条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 業務代行料

(業務代行料の支払い)

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

- 2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

(対価等)

第26条 指定管理者は、実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(会計独立の原則)

第27条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第28条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧表等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第29条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとし、その額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第30条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市

と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第31条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第32条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集計し、大阪市に報告しなければならない。

3 大阪市は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、前項の規定による報告のほか当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

5 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

6 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第33条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料等の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第34条 指定管理者は、年度が終了するごとに、〇〇規則第〇条に定める期

間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第32条第4項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第35条 指定管理者は、年度が終了するごとに、大阪市に対して、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第36条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。

2 前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られ

る額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いて、年度協定で定める一定以上の利益が生じた場合、年度協定で定める配分率によって算出される額を大阪市へ納めなければならない。

- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第37条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は当該業務の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 指定管理者が第32条第3項又は第34条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定又は年度協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続すること適当でないと認めるとき

- 2 指定管理者は、前項各号の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

(指定の辞退等)

第38条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しよう

とるときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により指定を取り消された場合、年度協定において定める額を違約金として大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定による違約金は、損害賠償の予定又はその一部とは解釈しない。

（業務代行料の返還及び損害賠償）

第39条 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定により指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられたときは、大阪市の請求により、業務代行料の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 指定管理者は、第37条第1項各号又は前条第2項の規定による指定の取消し又は当該業務の停止命令によって大阪市の損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第37条第1項各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

（指定の取消しの特例）

第40条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

（指定の取消し等の公表）

第41条 大阪市は、第37条第1項各号又は第38条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、指定管理者が第37条第1項第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

（事情変更による指定の取消し等）

第42条 第37条第1項各号及び第38条第2項に定める場合のほか、大阪市が事

情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定による協議に基づき、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の場合における業務代行料の返還額及び損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第43条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第44条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第45条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第46条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使

用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

（重要事項の変更届出）

第47条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

（市会の議決等）

第48条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定の基本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

（賠償金等の請求）

第49条 指定管理者がこの協定及び年度協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期

日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第50条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島 1-3-20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和○年度 ○○○○【施設名称】指定管理業務年度協定書

《無料施設・利益配分有り》

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和○年○月○日付けで締結した○○○○管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和○年度における○○○○【施設名称】の指定管理運営（以下「当該業務」という。）、業務代行料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、基本協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、基本協定及び年度協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※目的事業と自主事業について明確に区分し、列記すること

3 基本協定第3条第4項に定める年度毎の目標は次の各号とする

- (1) ○○○の利用者数 ○人以上
- (2) ○○○利用者の満足度 ○%以上
- (3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

- (1) 金額 ○○○○
- (2) 支払時期 ○○○○

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 2 前項で定める業務代行料の金額のうち、年額金〇〇万円は〇〇相当額に充てるものとする。
- 3 大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

※支払時期によって概算払いとなる場合は、第3条及び第4条の適用となる旨、記載すること。

(業務代行料の前払い)

- 第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市の請求できるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

(業務代行料の精算)

- 第4条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けた場合は、当該業務の終了後速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しなかった又は未実施であったことによる剰余が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
 - 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。
 - 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
 - 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、年度協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

【修繕費及び光熱水費を固定とし、年度ごとに精算の対象とする場合】

- 6 第2条第2項に定める〇〇相当額と実際に要した〇〇費の差額について、

第1項から第5項に準じて、個別に年度ごとに精算するものとする。

- ※ 指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21. 「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（利益配分）

第6条 基本協定第36条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第36条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 2 基本協定第36条第2項に定める事項は次のとおりとする。
- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第36条第2項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
 - (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

※一定以上の利益とは、概ね100分の5を基本とし、配分率は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

- 3 前2項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、

その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

(その他必要な事項)

第〇条

(違約金)

第〇条 指定管理者は、基本協定第37条第1項各号及び第38条第2項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 基本協定第37条第1項第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第38条第2項

〇〇〇〇円

(2) 基本協定第37条第1項第6号及び第7号

〇〇〇〇円

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(補則)

第〇条 この協定に規定するもののほか当該業務、業務代行料等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

(大阪市)

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《使用料施設・利益配分無し》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第50条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（業務代行料）

第3条 業務代行料の総額及び各会計年度における業務代行料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 業務代行料総額 〇〇〇〇円
- (2) 各会計年度における支払限度額
 - 令和 年度 〇〇〇〇円
 - 令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円

(3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり

(4) 各会計年度の業務代行料の請求できる時期

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月頃	金 円
第2回	月頃	金 円
第3回	月頃	金 円
第4回	月頃	金 円

※請求時期及び回数については、施設毎に決定してください。

※概算払いの場合、「概算払いに関する特約条項」を添付の上、上記(4)は、「概算払いに関する特約条項」のとおり。としてください。

2 大阪市は、指定管理者が第34条第1項に定める報告書の提出後、同条第2項から第4項に規定する検査に合格した場合、前項の業務代行料について、各会計年度の支払い限度額の範囲で、指定管理者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、指定管理者は、その下回った額を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。

【公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記第3項は削除する。】

(当該業務の範囲)

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

- ア
- イ
- ウ
- (2) ○○○○業務
 - ア
 - イ
 - ウ
- (3) ○○○○業務
- 《自主事業》
- (4) ○○○○業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
1（6）目的事業と自主事業を参照すること。

- 2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

※当該業務の細目は、提出された事業計画書をもとに、双方協議のうえ作成すること。

- 3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書を作成し提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。
- 5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。
 - (1) ○○○の利用者数 ○人以上
 - (2) ○○○利用者の満足度 ○%以上
 - (3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に書面にて報告しなければならない。

(供用日又は供用時間の変更)

第5条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第6条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第7条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第5条に定める供用日又は供用時間の変更、第28条に定める使用料の徴収事務、第34条第7項に定める報告、第36条に定める事業報告、第37条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第8条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等を取扱う者)

第9条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

(作業場所)

第10条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第11条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。

4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。

5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。

6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。

7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。

8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。

9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期

間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。

- 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。
- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第12条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

- 第13条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

- 第14条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応す

るための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

（災害時等の施設の使用及び体制整備）

第15条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

（臨機の措置）

第16条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管

理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第17条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引渡し又は廃棄しなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること。

（個人情報等の保護）

第18条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切か

つ迅速な処理に努めなければならない。

- 5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第19条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の

請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。

- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（大阪市のシステム等へのアクセス）

第20条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

（教育の実施）

第21条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

（大阪市行政手続条例の遵守等）

第22条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとする

きは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。

- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第23条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第24条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第25条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

(職員の雇用)

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第26条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とする。

第3章 使用料

(使用料等)

第27条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る使用料は、○○条例及び○○規則に定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(徴収事務の委託)

第28条 指定管理者は、前条第1項の使用料を利用者から徴収し、大阪市内に納付しなければならない。

2 前項の使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）の例による。

(会計独立の原則)

第29条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第30条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第31条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第32条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第33条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第34条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。

2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。

3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。

4 前2項の検査に当該業務が合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。

5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市が重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相応する業務代行料相当額を減額するものとする。減額する額は大阪市が定める。

6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。

7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該

公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

- 10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

- 第35条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第3条に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

- 第36条 指定管理者は、年度が終了する毎に、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

- 3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 第34条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

- 第37条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市に報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

- 3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第38条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が第34条第4項、第7項又は第36条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第39条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第40条 第38条各号又は前条第2項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務

代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 大阪市が、第38条各号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、停止した部分に相応する業務代行料相当額を減額するものとする。なお、大阪市に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第38条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

（指定の取消しの特例）

第41条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

（指定の取消し等の公表）

- 第42条 大阪市は、第38条各号又は第39条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。
- 2 前項の場合において、指定管理者が第38条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

（事情変更による指定の取消し等）

- 第43条 第38条各号及び第39条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。
- 2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

- 4 第1項の規定により、指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する】

- 5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

（違約金）

第44条 指定管理者は、第38条各号及び第39条第2項の規定により、指定を取り消された場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第38条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第39条第2項の場合においては、指定取り消しの日の属する事業年度の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の10に相当する額

(2) 第38条第6号及び第7号の場合においては、指定期間中の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の20に相当する額

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第38条6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

2 前項に規定する場合において、大阪市内に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第45条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第46条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。

3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第47条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市のに支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第48条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第49条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市の届けなければならない。

(市会の議決等)

第50条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付する。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。

6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。

7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第51条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他必要な事項)

第〇条

(補則)

第52条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるも

のとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること

《使用料施設・利益配分有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第51条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（業務代行料）

第3条 業務代行料の総額及び各会計年度における業務代行料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 業務代行料総額 〇〇〇〇円
- (2) 各会計年度における支払限度額
 - 令和 年度 〇〇〇〇円
 - 令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円
令和 年度 〇〇〇〇円
令和 年度 〇〇〇〇円

- (3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり
(4) 各会計年度の業務代行料の請求できる時期

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月頃	円
第2回	月頃	円
第3回	月頃	円
第4回	月頃	円

※請求時期及び回数については、施設毎に決定してください。

※概算払いの場合、「概算払いに関する特約条項」を添付の上、上記(4)は、「概算払いに関する特約条項」のとおり。としてください。

- 2 大阪市は、指定管理者が第34条第1項に定める報告書の提出後、同条第2項から第4項に規定する検査に合格した場合、前項の業務代行料について、各会計年度の支払い限度額の範囲で、指定管理者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、その下回った額を大阪市が交付する納付書により、指定管理者は納付しなければならない。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。

【公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記第3項は削除する。】

(当該業務の範囲)

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

- (1) 〇〇〇〇業務
ア
イ

- ウ
- (2) ○○○○業務
- ア
- イ
- ウ
- (3) ○○○○業務
- 《自主事業》
- (4) ○○○○業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
1（6）目的事業と自主事業を参照すること。

- 2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

※当該業務の細目は、提出された事業計画書をもとに、双方協議のうえ作成すること。

- 3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書を作成し提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。
- 5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。
 - (1) ○○○の利用者数 ○人以上
 - (2) ○○○利用者の満足度 ○%以上
 - (3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

- 6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に書面にて報告しなければならない。

（供用日又は供用時間の変更）

第5条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あら

かじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第6条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第7条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第5条に定める供用日又は供用時間の変更、第28条に定める使用料の徴収事務、第34条第7項に定める報告、第36条に定める事業報告、第37条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第8条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等を取扱う者)

第9条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

(作業場所)

第10条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

第11条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
- 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。

10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

第12条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第13条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第14条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との

連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。

- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第15条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第16条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において

て、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第17条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。
- 4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
- 5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。
- 6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

（個人情報等の保護）

第18条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。
- 4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及

び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

- 第19条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。
- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
 - 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
 - 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
 - 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
 - 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
 - 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
 - 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
 - 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。

- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。
- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第20条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第21条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第22条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第

12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第23条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第24条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第25条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

（職員の雇用）

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第26条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。

3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とする。

第3章 使用料

（使用料等）

第27条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る使用料は、○○条例及び○○規則に定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（徴収事務の委託）

第28条 指定管理者は、前条第1項の使用料を利用者から徴収し、大阪市内に納付しなければならない。

2 前項の使用料の徴収及び納付の手続は、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）の例による。

（会計独立の原則）

第29条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

（施設、備品等の取扱い）

第30条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定

管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市の報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第31条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第32条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

第33条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市の報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第34条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。

2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。

3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。

4 前2項の検査に当該業務が合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。

5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市が重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相応する業務代行料相当額を減額するものとする。減額する額は大阪市が定める。

6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。

7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第35条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第3条に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了する毎に、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第34条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第37条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等(公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。)がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第38条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第4条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られ

る収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という。）から当該事業年度における第4条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いた金額が、総収入額に100分の〇〇（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の〇〇（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

なお、総支出額を算定する場合、修繕費は、実際の実施金額に関わらず、別紙「収支計画書」に定める金額で固定するものとする。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する】

- 2 指定管理者は、前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額に100分の〇〇（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の〇〇（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

（※1）は、概ね100分の5を基本とし、（※2）は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

第6章 指定の取消し等

（指定の取消し又は当該業務の停止）

第39条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が第34条第4項、第7項又は第36条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第40条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第41条 第39条各号又は前条第2項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 大阪市が、第39条各号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、停止した部分に相応する業務代行料相当額を減額するものとする。なお、大阪市に損害が生じたときは、指定管理者は、その損

害を賠償しなければならない。

- 3 大阪市は、第39条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第42条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定の取消し等の公表)

第43条 大阪市は、第39条各号又は第40条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、指定管理者が第39条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第44条 第39条及び第40条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。
- 4 第1項の規定により、指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(違約金)

第45条 指定管理者は、第39条各号及び第40条第2項の規定により、指定を取り消された場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第40条第2項の場合においては、指定取り消しの日の属する事業年度の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の10に相当する額

(2) 第39条第6号及び第7号の場合においては、指定期間中の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の20に相当する額

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第39条6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、大阪市に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第46条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りで

ない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第47条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第48条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市のに支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第49条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第50条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第51条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大

阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付しなければならない。

- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

- 第52条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他必要な事項)

第〇条

(補則)

- 第53条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和○年○月○日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《利用料金施設・業務代行料無し》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第51条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（当該業務の範囲）

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) ○○○○業務

《自主事業》

(4) ○○○○業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
1（6）目的事業と自主事業を参照すること。

2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

※当該業務の細目は、提出された事業計画書をもとに、双方協議のうえ作成すること。

3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に報告しなければならない。

（供用日又は供用時間の変更）

第4条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

（法令上の責任）

第5条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（業務責任者）

第6条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第4条に定める供用日又は供用時間の変更、第26条第1項に定める利用料金の決定、第34条第7項に定める報告、第36条に定める事業報告、第37条に定める報告、指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

（業務従事者）

第7条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

（個人情報等を取扱う者）

第8条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

（作業場所）

第9条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュ

リティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

- 第10条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
 - 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
 - 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
 - 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
 - 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
 - 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
 - 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

第11条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第12条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第13条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確

保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第14条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第15条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

第16条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

(個人情報等の保護)

第17条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。

3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、第1項及び前項の義務を遵守しなければならない。

4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第18条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。

- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（大阪市のシステム等へのアクセス）

第19条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

（教育の実施）

第20条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

（大阪市行政手続条例の遵守等）

第21条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第22条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第23条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第24条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

（職員の雇用）

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第25条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告し

なければならない。

- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市の障害（がい）者雇い入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 利用料金及び納付金

（利用料金等）

第26条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る利用料金は、○○条例及び○○規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（利用料金の減免又は還付）

第27条 指定管理者は、○○条例及び○○規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

（納付金）

第28条 指定管理者は、納付金を年度毎に、大阪市の納めなければならない。

- 2 納付金の金額及び納付時期については次のとおりとする。

(1) 金額 ○○○○円

(2) 納付時期 ○○○○

(3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり

- 3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は○○○○円とする。なお、それによる各年度における納付金の金額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が○○○○円を下回った場合は、その下回った額を前項に定める指定管理者が大阪市に支払う最終年度の納付金に加算するものとする。また、修繕費の総額が○○○○円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実

施する前に、修繕の実施の可否や修繕費の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。

- 4 指定管理者は、第2項の納付金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

【公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記第3項及び第4項は削除し、次項を挿入する。】

- 3 指定管理者は、前項の納付金について、大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

(会計独立の原則)

第29条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第30条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

第31条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた

損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

第32条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

- 第33条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

- 第34条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。
- 2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。
 - 3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。
 - 4 前2項の検査に当該業務が合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。
 - 5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市の重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認める場合はこの限りではない。
 - 6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望

等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。

- 7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。
- 10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

（当該業務内容の変更、中止等）

第35条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第28条に定める納付金の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

（事業報告書）

第36条 指定管理者は、年度が終了する毎に、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

- 3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 第34条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第37条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第38条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という。）から当該事業年度における第3条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いた金額が、総収入額に100分の○○（※₁）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の○○（※₂）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

なお、総支出額を算定する場合、修繕費は、実際の実施金額に関わらず、別紙「収支計画書」に定める金額で固定するものとする。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

2 指定管理者は、前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額に100分の○○（※₁）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大

阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。)に100分の〇〇(※2)を乗じた額(ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

(※1)は、概ね100分の5を基本とし、(※2)は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

第6章 指定の取消し等

(指定の取消し又は当該業務の停止)

第39条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が第34条第4項、第7項又は第36条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第40条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理

者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第41条 第39条各号又は前条第2項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第28条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、納付金相当額を決定した後、指定管理者は大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。なお、第28条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

大阪市が、第39条第1号から第5号及び第8号から第9号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合はこの限りではない。

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 大阪市が、第39条第1号から第5号及び第8号から第9号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じ、大阪市に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第39条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第42条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

第43条 大阪市は、第39条各号又は第40条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、指定管理者が第39条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第44条 第39条各号及び第40条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

4 第1項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第28条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、完了した部分について確認し検査を行い、納付金相当額を決定した後、指定管理者は大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。なお、第28条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する】

5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、納付金の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(違約金)

第45条 指定管理者は、第39条各号及び第40条第2項の規定により、指定を取り消された場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第40条第2項の場合においては、指定取り消しの日の属する事業年度の施設の管理経費見込額（第28条第2項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の10に相当する額

(2) 第39条第6号及び第7号の場合においては、指定期間中の施設の管理経費見込額（第28条第2項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の20に相当する額

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第39条6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、

施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、大阪市に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第46条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第47条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第48条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第49条 ○○条例第○条の規定による使用許可、同条例第○条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第○条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第50条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第51条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付する。

3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。

5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。

6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。

7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第52条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、指定管理者からその支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他必要な事項)

第〇条

(補則)

第53条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

仮協定日：令和〇年〇月〇日

本協定日：令和〇年〇月〇日 ※指定通知書を交付した日となる。

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 〇〇〇〇

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること

《利用料金施設・業務代行料有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第51条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（業務代行料等）

第3条 業務代行料の総額及び各会計年度における業務代行料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 業務代行料総額 〇〇〇〇円
- (2) 各会計年度における支払限度額
 - 令和 年度 〇〇〇〇円
 - 令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円
令和 年度 〇〇〇〇円
令和 年度 〇〇〇〇円

- (3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり
(4) 各会計年度の業務代行料の請求できる時期

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月頃	円
第2回	月頃	円
第3回	月頃	円
第4回	月頃	円

※請求時期及び回数については、施設毎に決定してください。

※概算払いの場合、「概算払いに関する特約条項」を添付の上、上記(4)は、「概算払いに関する特約条項」のとおり。としてください。

2 大阪市は、指定管理者が第34条第1項に定める報告書の提出後、同条第2項から第4項に規定する検査に合格した場合、前項の業務代行料について、各会計年度の支払い限度額の範囲で、指定管理者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、その下回った額を大阪市が交付する納付書により、指定管理者は納付しなければならない。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。

【公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記第3項は削除する。】

(当該業務の範囲)

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

《目的事業》

- (1) 〇〇〇〇業務
ア
イ
ウ
(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) ○○○○業務

《自主事業》

(4) ○○○○業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
1（6）目的事業と自主事業を参照すること。

2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

※当該業務の細目は、提出された事業計画書をもとに、双方協議のうえ作成すること。

3 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書を作成し提出しなければならない。

4 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

5 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

(1)○○○の利用者数 ○人以上

(2)○○○利用者の満足度 ○%以上

(3).

※適宜設定している成果目標について記載すること。

6 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については各年度開始前に大阪市に報告しなければならない。

（供用日又は供用時間の変更）

第5条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

(法令上の責任)

第6条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(業務責任者)

第7条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第5条に定める供用日又は供用時間の変更、第27条第1項に定める利用料金の決定、第34条第7項に定める報告、第36条に定める事業報告、第37条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

(業務従事者)

第8条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報等を取扱う者)

第9条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

(作業場所)

第10条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュ

リティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

- 第11条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
 - 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
 - 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
 - 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
 - 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
 - 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
 - 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という）第2条第2号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

第12条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第13条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第14条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下、「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確

保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第15条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第16条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

(文書管理及び情報公開)

第17条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書等について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

(個人情報等の保護)

第18条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。

3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。

4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第19条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項までの規定を準用する。
- 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらなければならない。

- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第20条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第21条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第22条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第23条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第24条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第25条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

（職員の雇用）

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第26条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告し

なければならない。

- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市の障がい者雇入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 利用料金

(利用料金等)

第27条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る利用料金は、○○条例及び○○規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免又は還付)

第28条 指定管理者は、○○条例及び○○規則の定めるところに従い、利用料金を減免又は還付するものとする。

(会計独立の原則)

第29条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

(施設、備品等の取扱い)

第30条 大阪市の、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。

- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有するとすることができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等を適宜更新し、当該備品一覧等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(損害賠償に係る費用負担)

- 第31条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。
- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

(リスク分担)

- 第32条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

(保険加入)

- 第33条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

(点検、報告及び監督指導等)

第34条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。

2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。

3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。

4 前2項の検査により、検査に当該業務が合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。

5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市が重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相応する業務代行料相当額を減額するものとする。減額する額は大阪市が定める。

6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。

7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。

10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

(当該業務内容の変更、中止等)

第35条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第3条に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(事業報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了する毎に、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第34条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第37条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等(公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。)がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第38条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第4条

に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という）から当該事業年度における第4条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いた金額が、総収入額に100分の〇〇（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の〇〇（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

なお、総支出額を算定する場合、修繕費は、実際の実施金額に関わらず、別紙「収支計画書」に定める金額で固定するものとする。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 指定管理者は、前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額に100分の〇〇（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の〇〇（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

（※1）は、概ね100分の5を基本とし、（※2）は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

第6章 指定の取消し等

（指定の取消し又は当該業務の停止）

第39条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が第34条第4項、第7項又は第36条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第40条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第41条 第39条各号又は前条第2項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 大阪市が、第39条各号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、停止した部分に相応する業務代行料相当額を減額するものとする。なお、大阪市に損害が生じたときは、指定管理者は、その損

害を賠償しなければならない。

- 3 大阪市は、第39条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第42条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定取消し等の公表)

第43条 大阪市は、第39条各号又は第40条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、その理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、指定管理者が第39条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を、当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第44条 第39条各号及び第40条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。
- 4 第1項の規定により、指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。

【※公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(違約金)

第45条 指定管理者は、第39条各号及び第40条第2項の規定により、指定を取り消された場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第39条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第40条第2項の場合においては、指定取り消しの日の属する事業年度の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の10に相当する額

(2) 第39条第6号及び第7号の場合においては、指定期間中の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の20に相当する額

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第39条6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、大阪市に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

(当該業務の終了に伴う原状回復)

第46条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りで

ない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

(引継ぎ)

第47条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

(施設の目的外使用許可)

第48条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用しようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市のに支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第49条 〇〇条例第〇条の規定による使用許可、同条例第〇条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第〇条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第50条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第51条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大

阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付しなければならない。

- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

- 第52条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の指定する期間内に支払わないときは、大阪市は、その支払わない額に大阪市の指定する期間を経過した日から業務代行料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、大阪市の支払うべき業務代行料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(その他必要な事項)

第〇条

(補則)

- 第53条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、大阪市と指定管理者の双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

仮協定日：令和○年○月○日

本協定日：令和 年 月 日 ※指定通知書を交付した日となること。

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

《無料施設・利益配分有り》

※締結にあたり、指定申請時に印鑑証明書を提出させていない場合は、印鑑証明書を添付した上で実印にて押印させること。

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務協定書

※標準例の内容から変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。なお、第50条各項においては、「指定管理予定者」という。）は、〇〇〇〇【施設名称】の指定管理業務（以下「当該業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

※対象施設が多数の場合は、協定の総則中に名称と位置を列記した条を設け、協定の題名及び前文の施設名称には、それらを総称する一般名詞を用いることも可能とする。

第1章 総則

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、その指定を受けて、〇〇〇〇条例（昭和〇年大阪市条例第〇号。以下「〇〇条例」という。）、〇〇〇〇条例施行規則（昭和〇年大阪市規則第〇号。以下「〇〇規則」という。）、この協定及び別紙仕様書に基づき、善良な管理者の注意をもって円滑に当該業務を実施しなければならない。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（業務代行料）

第3条 業務代行料の総額及び各会計年度における業務代行料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 業務代行料総額 〇〇〇〇円
- (2) 各会計年度における支払限度額
 - 令和 年度 〇〇〇〇円
 - 令和 年度 〇〇〇〇円
 - 令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円

令和 年度 〇〇〇〇円

(3) 各会計年度における収支計画 別紙「収支計画書」のとおり

(4) 各会計年度の業務代行料の請求できる時期

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月頃	円
第2回	月頃	円
第3回	月頃	円
第4回	月頃	円

※請求時期及び回数については、施設毎に決定してください。

※概算払いの場合、「概算払いに関する特約条項」を添付の上、上記(4)は、「概算払いに関する特約条項」のとおり。としてください。

2 大阪市は、指定管理者が第33条第1項に定める報告書の提出後、同条第2項から第3項に規定する検査に合格した場合、前項の業務代行料について、各会計年度の支払い限度額の範囲で、指定管理者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。

3 修繕は、別紙「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における総額は〇〇〇〇円とする。なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行わないものとする。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が〇〇〇〇円を下回った場合は、その下回った額を大阪市が交付する納付書により、指定管理者は納付しなければならない。また、修繕費の総額が〇〇〇〇円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議するものとする。

【公募時に、修繕費を大阪市で固定していない場合、上記第3項は削除する。】

(当該業務の範囲)

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

≪目的事業≫

(1) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(2) 〇〇〇〇業務

ア

イ

ウ

(3) ○○○○業務

《自主事業》

(4) ○○○○業務

※目的事業と自主事業（概要）について明確に区分し、列記すること。

目的事業と自主事業の違いについては、ガイドライン第2章 指定管理者募集の準備
1（6）目的事業と自主事業を参照すること。

- 2 当該業務の細目は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。なお、別紙仕様書に記載のない業務については、大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

※当該業務の細目は、提出された事業計画書をもとに、双方協議のうえ作成すること。

- 2 指定管理者は、毎年度、大阪市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、自主事業を実施する場合、施設の設置目的等に沿った事業を目的事業の効果的な実施に影響を与えない範囲内で、大阪市の承認のもと、自らの責任と負担において実施しなければならない。

- 4 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次の各号のとおり成果目標を定める。

(1) ○○○の利用者数 ○人以上

(2) ○○○利用者の満足度 ○%以上

(3)

※適宜設定している成果目標について記載すること。

- 5 前項に定める成果目標を達成するための年度毎の目標については、各年度開始前に大阪市に報告しなければならない。

（供用日又は供用時間の変更）

第5条 指定管理者は、供用日又は供用時間を変更しようとするときは、あら

かじめ大阪市の承認を得なければならない。

第2章 指定管理者の責任

（法令上の責任）

第6条 指定管理者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

（業務責任者）

第7条 指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この協定の履行に関し、当該業務の管理及び統轄を行うほか、前項に定める通知、第5条に定める供用日又は供用時間の変更、第33条第7項に定める報告、第35条に定める事業報告、第36条に定める報告、業務代行料の請求、精算及び受領並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、この協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができる。

（業務従事者）

第8条 指定管理者は、当該業務の遂行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務従事者を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。業務従事者を変更したときも、同様とする。

2 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、この協定に定める事項を遵守しなければならない。

（個人情報等を取扱う者）

第9条 指定管理者は、この協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合には、個人情報等を取扱う者の氏名その他必要な事項を大阪市に通知しなければならない。

（作業場所）

第10条 指定管理者は、当該業務を大阪市が指定する場所以外で行う場合は、住所等を業務の着手前に大阪市に通知しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、情報資産を取り扱う場合は、その作業

場所について、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を遵守しなければならない。

（第三者委託等の制限）

- 第11条 指定管理者は、当該業務の全部を一括して、又は大阪市が仕様書等において指定した主たる業務を第三者委託（業務を大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。
- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託する場合は、大阪市の指定する書面により承諾を得なければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 大阪市は、指定管理者に対して、前項に規定する書面に記載した第三者委託先の商号又は名称、委託内容、委託依頼理由等の事項の他、必要な事項の通知を請求することができる。
 - 4 大阪市は、第2項及び第3項の規定により指定管理者から得た情報について、必要に応じて公開するものとする。
 - 5 指定管理者は第2項の規定により第三者委託した業務を一括して、再々委託等（業務を第三者委託先から大阪市以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
 - 6 指定管理者は、当該業務の一部を再々委託等させようとするときは、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等を書面により、大阪市の確認を受けなければならない。なお、書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - 7 指定管理者は、第2項の規定による第三者委託及び前項の規定による再々委託等（以下、「第三者委託等」という。）した場合、大阪市に対し、その第三者委託等に基づく行為全般について責任を負うものとする。
 - 8 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委託等する場合は、当該第三者委託等相手方に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守させなければならない。
 - 9 指定管理者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を当該業務の一部の第三者委託等の相手方としてはならない。
 - 10 指定管理者は、第2項及び第6項の規定により当該業務の一部を第三者委

託等する場合は、当該第三者委託等の相手方から大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下、「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない旨の誓約書を徴し、大阪市に提出しなければならない。ただし、大阪市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

- 11 指定管理者は、第2項及び第6項の規定による第三者委託等相手方の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知ったときは、直ちに大阪市に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

（権利義務の譲渡制限等）

第12条 指定管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することはできない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、当該業務を実施する上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第13条 指定管理者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、当該業務に関わって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「対象文書等」という。）並びにその写しを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により大阪市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前3項の義務を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第14条 指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に

実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。

- 3 当該業務の実施中に災害等が発生した場合、指定管理者は、直ちに安全確保及び被害拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市に状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 5 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

第15条 指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）

第9条の規定に従い、事業者としての責務を果たすものとする。

- 2 指定管理者は、大阪市が示す指定管理者災害対応の手引きに基づき、災害等発生時の体制を整備するものとする。
- 3 大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で災害時等における施設利用の協力に関する協定を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。
- 4 指定管理者は、前2項で定めるもののほか、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について大阪市が協力の要請を行ったときは、指定管理者は当該要請に協力するよう努めるものとする。

(臨機の措置)

第16条 指定管理者は、当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、大阪市の同意を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければならない。
- 3 大阪市は、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 指定管理者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指

定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担する。

（文書管理及び情報公開）

第17条 指定管理者は、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の趣旨にのっとり、対象文書等を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の趣旨にのっとり、〇〇〇〇【施設名称】の管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 大阪市は、大阪市が保有していない対象文書について開示の申出があったときは、指定管理者にその写しを提出するよう求めるものとする。

4 指定管理者は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

5 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従い、対象文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄しなければならない。

6 指定管理者は、前項の規定による引渡し又は廃棄を完了したときは、書面により大阪市にその旨を報告しなければならない。

※仕様書等により、保存年限や文書分類等を指定すること

（個人情報等の保護）

第18条 指定管理者は、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この協定の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、自己の業務責任者及び業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。

3 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し後においても、前2項の義務を遵守しなければならない。

4 指定管理者は、当該業務に係る個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

5 指定管理者は、この協定の履行にあたって、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に規定されている指定管理者が守るべき事項を

遵守しなければならない。

(個人情報等の管理)

第19条 指定管理者は、当該業務の実施のために指定管理者の保有する光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙その他の記録媒体及び大阪市から提供された資料、貸与品等（以下「記録媒体等」という。）に保有するすべての個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、個人情報の安全管理を総括し、統一的な管理に必要な連絡調整を行わせるため、個人情報保護管理者を定めるとともに、管理状況を記録するため台帳等を作成するなど適正にこれを管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施錠可能な保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど記録媒体等を適正に管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、記録媒体等について、大阪市の指示に従い、廃棄、消去、返却等を完了した際には、その旨を書面により大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、大阪市からの求めに応じ、個人情報等の管理状況について書面により報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者委託等する場合において、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 6 指定管理者は、前項ただし書の同意を得て記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を第三者へ提供した場合、第三者に対し前条各項及び本条各項の規定を遵守させなければならない。
- 7 指定管理者は、大阪市が指定する場合を除き、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部へ持ち出してはならない。
- 8 指定管理者は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、書面による大阪市の同意を得た場合は、この限りでない。
- 9 前項ただし書の同意を得て作成された複写複製物の管理については、前各項の規定を準用する。
- 10 指定管理者は、当該業務において取扱う個人情報等に関し、個人情報保護法の規定に基づき、その個人情報の本人から開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出があったときは、必要な措置をとらなければならない。
- 11 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務を終了したときは、大阪市の指示に従い、個人情報等の返却、廃棄等の措置をとらな

なければならない。

- 12 前項の個人情報等の廃棄に当たっては、焼却、裁断、消去等当該個人情報等が第三者の利用に供されることのない方法をとらなければならない。
- 13 指定管理者の故意又は過失により個人情報等の漏えい、滅失、き損等を行ったときは、指定管理者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 14 個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、大阪市は指定管理者に対し、改善を指導するとともに、大阪市が指定管理者の管理状況が適切であると認めるまで当該業務の全部又は一部を停止させることができる。
- 15 大阪市は、指定管理者が個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反していると認めるとき、又は当該業務に従事する者が同法第67条の規定に違反していると認めるときは、指定管理者に対し、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を求めることができる。
- 16 大阪市は、当該業務に関し、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(大阪市のシステム等へのアクセス)

第20条 指定管理者が大阪市のシステム等にアクセスする場合の情報の種類・範囲及びアクセス方法については、指定管理者は大阪市の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第21条 指定管理者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めなければならない。

(大阪市行政手続条例の遵守等)

第22条 指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号。以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、行政手続条例第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議しなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成し、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他適当な方法により公にしなければ

ならない。

（公正な職務の執行に関する責務）

第23条 指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（以下「役職員」という。）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たさなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務について、公正職務条例第2条第1項の公益通報を受けたときは、速やかにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、公益通報をした者又は公益通報に係る対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項の申出を受けたときは、直ちにその内容を大阪市に報告しなければならない。
- 4 指定管理者及び役職員は、公正職務条例の規定に基づく大阪市又は大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 役職員又は役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入）

第24条 指定管理者は、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、当該業務の一部を第三者委託等した者が暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項又は前項の規定により報告を受けた大阪市の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

（人権研修の実施）

第25条 指定管理者は、当該業務の従事者が人権について正しい認識を持ち当該業務を遂行するよう、適切な研修を実施しなければならない。

（職員の雇用）

【障がい者の雇用について評価項目に採用している場合】

【第1項は障害（がい）者雇入れ計画書の提出があった場合】

第26条 指定管理者は、障害（がい）者雇入れ計画書に基づき、職員を雇用しなければならない。

- 2 指定管理者は、大阪市からの求めに応じて、障がい者の雇入状況を報告しなければならない。
- 3 指定管理者は、この協定の期間中に障がい者雇用率が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定める法定雇用率を下回った場合は、大阪市内に障害（がい）者雇い入れ計画書を提出し、計画に基づき職員を雇用しなければならない。

※選定時の評価項目として選択している内容について、必要に応じて適宜、条項を追加・修正を行うことも可とします。

第3章 対価等

（対価等）

第27条 指定管理者は、実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（会計独立の原則）

第28条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

第4章 当該業務の実施に当たっての負担区分等

（施設、備品等の取扱い）

第29条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設等は無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき当該施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の備品等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することができる。
- 5 施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者は備品一覧等

を適宜更新し、当該備品一覧表等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を大阪市に報告しなければならない。

- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

（損害賠償に係る費用負担）

第30条 当該業務の実施に当たって生じた損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとし、その額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

- 2 当該業務の実施に当たって第三者に及ぼした損害に係る賠償費用は、指定管理者が負担するものとする。ただし、大阪市の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものは、大阪市が負担するものとする。

（リスク分担）

第31条 当該業務の実施に当たってのリスク分担については、別表（リスク分担表）のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

（保険加入）

第32条 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じた必要な保険に加入しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により加入した保険について、その内容を証する書類の写しの提示等により大阪市に報告しなければならない。

第5章 点検、監督指導及び事業報告等

（点検、報告及び監督指導等）

第33条 指定管理者は、事業計画書に基づく管理業務の実施状況、利用状況等における、自己点検項目について大阪市と指定管理者が協議し定め、毎月終了後、月次報告書を作成し、大阪市に提出しなければならない。

- 2 大阪市は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に事業計画に基づき、管理業務が適正に行われているか確認し検査を行わなければならない。
- 3 大阪市は、前項の規定による検査が完了し、当該検査の結果を指定管理者に通知しなければならない。

- 4 前2項の検査により、当該業務が検査に合格しないときは、大阪市は指定管理者に対して業務の是正又は改善を指示することができるものとする。指定管理者は、是正又は指示を受けた場合は、速やかに当該部分を履行し、大阪市の検査を受けなければならない。この場合において、是正又は改善の指示を受けた部分の業務の完了を管理業務の完了とみなし、前2項の規定を準用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、検査の結果、当該業務に不備がある場合で大阪市が重大な支障がないと認め、かつ期限その他の条件から履行が困難と認めたときは、相応する業務代行料相当額を減額するものとする。減額する額は大阪市が定める。
- 6 第1項の規定による報告のほか、指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取し、集計結果を随時大阪市に報告しなければならない。
- 7 大阪市は、必要があると認めるときは、指定管理者に対し、第1項の規定による報告のほか当該管理業務又は経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 8 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。
- 9 指定管理者は、大阪市が地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく当該公の施設の監査を実施する場合、これに協力しなければならない。
- 10 大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置するものとする。

（当該業務内容の変更、中止等）

第34条 大阪市は、必要があると認めるときは、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、第3条に定める業務代行料の額等を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者とが協議の上、書面により変更後の額を決定する。

（事業報告書）

第35条 指定管理者は、年度が終了する毎に、〇〇規則第〇条に定める期間までに大阪市に対して同規則第〇条の事業報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

※自主事業など大阪市が求める要求水準以外の提案事業を実施させる場合は、その実施及び収支に関する報告も併せて求めること。

3 大阪市は、第1項の事業報告書の受理後、速やかに確認を行い、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地にて調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 第33条第8項の規定は、前項の規定による報告の請求、調査又は指示があったときについて、これを準用する。

(当該業務に付随する事業の報告書)

第36条 指定管理者は、年度が終了する毎に、当該業務に付随する許可等（公物法に基づく許可等を含む。以下「付随許可等」という。）がある場合、それらに基づく事業の実施状況及び収支等について大阪市に報告書を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) ○○○○

(2) ○○○○

3 第1項の報告書の提出期限は、前条第1項で定める提出期間に準じるものとする。

(利益配分)

第37条 指定管理者は、各年度の収支において、当該事業年度における第4条に定める自主事業の実施により得られる収入及び付随許可等に基づき得られる収入（以下「自主事業等収入額」という。）を含む一切の収入額（以下「総収入額」という。）から当該事業年度における第4条に定める自主事業の実施に係る支出額及び付随許可等に基づく支出（以下「自主事業等支出額」という。）を含む一切の支出額（以下「総支出額」という。）を差し引いた金額が、総収入額に100分の○○（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の○○（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

なお、総支出額を算定する場合、修繕費は、実際の実施金額に関わらず、別紙「収支計画書」に定める金額で固定するものとする。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 指定管理者は、前項の規定に関わらず、当該事業年度における自主事業等収入額が自主事業等支出額を下回る場合は、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から、総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が、総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額に100分の〇〇（※1）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合、その超えた部分に係る金額（当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を除くものとする。）に100分の〇〇（※2）を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。

（※1）は、概ね100分の5を基本とし、（※2）は概ね100分の50を基本とするが、施設の性質や収益性の程度等を考慮の上、適切に定めること。

第6章 指定の取消し等

（指定の取消し又は当該業務の停止）

第38条 大阪市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 指定管理者が第33条第4項、第7項又は第35条第3項の指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が正当な事由なく当該業務に着手しないとき
- (3) 指定管理者が指定又は当該業務の実施について不正な行為を行ったとき
- (4) 指定管理者がこの協定に違反したとき
- (5) 指定管理者が正当な理由なく公正職務条例の規定に基づく調査に協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に従わないとき
- (6) 指定管理者の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (7) 指定管理者の第三者委託先が暴力団員又は暴力団密接関係者と知りながら契約したとき若しくは暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとは知らずに契約した場合で、当該契約について大阪市からの契約解除の求めに応じないとき
- (8) 指定管理者が〇〇条例第〇条に定める欠格条項の各号のいずれかに該当したとき

- (9) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理を継続すること適当でないと認めるとき

(指定の辞退等)

第39条 指定管理者は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の〇月以上前までに、大阪市に申し出なければならない。

- 2 大阪市は、前項の申出がやむを得ないものと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(指定取り消し又は当該業務の停止の効果)

第40条 第38条各号又は前条第2項の規定により指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、大阪市は、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 2 大阪市が、第38条各号の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、停止した部分に相応する業務代行料相当額を減額するものとする。なお、大阪市内に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 大阪市は、第38条各号及び前条第2項に基づく、指定の取消しや当該業務の全部若しくは一部の停止により指定管理者に生じた損害については、これを賠償しない。

(指定の取消しの特例)

第41条 大阪市は、法人の合併等やむを得ない事情により再度の指定が必要となる場合など、特段の事情により指定の取消しが必要であると大阪市が判断した場合、前3条の規定に関わらず、違約金及び損害賠償を求めないことができるものとする。

(指定の取消し等の公表)

第42条 大阪市は、第38条各号又は第39条第2項の規定により指定を取り消し、又は当該業務の停止を命じた場合、指定管理者の法人等名称及び所在地、そ

の理由等を公表するものとする。

- 2 前項の場合において、指定管理者が第38条第6号及び第7号に該当するときはその具体的内容を当該業務の停止を命じたときはその範囲及び期間をあわせて公表するものとする。

(事情変更による指定の取消し等)

第43条 第38条各号及び第39条第2項に定める場合のほか、大阪市が事情変更により当該業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消し又は当該業務の全部若しくは一部の停止について、指定管理者に協議を求めることができるものとする。

- 2 大阪市は、前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて当該業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、指定管理者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合における損害賠償額は、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

- 4 第1項の規定により、指定を取り消した場合には、第1条及び第3条に規定する義務は消滅する。ただし、管理業務が完了した部分がある場合は、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を指定管理者に支払わなければならない。なお、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。(※)

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「なお書き」は削除する。】

- 5 第1項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(違約金)

第44条 指定管理者は、第38条各号及び第39条第2項の規定により、指定を取り消され場合、違約金を次の各号に定める指定取り消しの区分に従い、大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)第38条第1号から第5号及び第8号から第9号並びに第39条第2項の場合においては、指定取り消しの日の属する事業年度の施設の管理経費見込額(第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする)の100分の10に相当する額

(2) 第38条第6号及び第7号の場合においては、指定期間中の施設の管理経費見込額（第3条第1項第3号に規定する収支計画書に基づくものとする）の100分の20に相当する額

※違約金の額は、大阪市が被る損害の規模を考慮の上、施設の管理に要する経費見込み額の年額（自主事業等に関する経費を除く）の1割（第38条6号及び7号は2割）を基本として、適切に設定すること。ただし、施設の管理に要する経費見込み額の年額が、施設における収入見込み又は施設における収入見込みに自主事業等により得られる収入見込みを加味した金額に比して大幅に低額である場合などについては、違約金を算出するための基本額をこれらの収入見込みの年額とすることも検討のうえ、適切に設定することができるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、大阪市に生じた実際の損害額が、前項に規定する違約金の額を超える場合には、指定管理者は超過額を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

第7章 原状回復及び引継ぎ

（当該業務の終了に伴う原状回復）

第45条 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しにより当該業務が終了したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、施設等の原状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分を当該業務の終了までに原状に回復しなければならない。ただし、事前に大阪市が書面により承諾した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、指定管理者が負担する。

（引継ぎ）

第46条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

- 2 前項の引継ぎは、別の指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
- 3 第1項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理者が負担する。

第8章 補則

（施設の目的外使用許可）

第47条 指定管理者は、〇〇〇【施設名称】をその用途又は目的以外に使用し

ようとするときは、あらかじめ大阪市と協議の上、必要な手続きを経て、目的外使用の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による許可を受けたときは、所定の使用料を大阪市に支払わなければならない。

(審査請求への対応)

第48条 ○○条例第○条の規定による使用許可、同条例第○条の規定による使用許可の取消し等及び同条例第○条の規定による入館制限に関する審査請求については、大阪市が対応するものとする。

(重要事項の変更届出)

第49条 指定管理者は、定款、寄附行為その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地又は代表者等に変更があったときは、遅滞なく大阪市に届けなければならない。

(市会の議決等)

第50条 この協定は、仮協定とし、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定に係る議案が市会において可決され、大阪市が指定管理予定者に対し、指定通知を行ったとき、大阪市及び指定管理予定者は本協定を締結する。

- 2 前項の議案が市会において可決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して指定通知書を交付しなければならない。なお、否決されたときは、大阪市は指定管理予定者に対して不指定通知書を交付しなければならない。
- 3 第1項の本協定締結においては、この協定書をもって本協定とする。
- 4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、大阪市及び指定管理予定者の双方共に相手方に対し損害賠償等は求めない。
- 5 第1項に定める条件が成就する前に、その指定管理予定者がその地位を辞退し、又はその地位を失うに至った場合において、大阪市に損害が生じた場合は、指定管理予定者はその損害を賠償しなければならない。
- 6 指定管理予定者又は指定管理者は、前指定管理者から誠実に引き継ぎを受け、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行しなければならない。
- 7 前項の規定による引継ぎに係る費用は、指定管理予定者又は指定管理者が負担する。

(賠償金等の請求)

第51条 指定管理者がこの協定に基づく賠償金、損害金又は違約金を大阪市の

2 前項の追徴をする場合には、大阪市は、指定管理者から支払期日の翌日から、賠償金、損害金又は違約金を支払った日までの遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

第○条

第52条 この協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

本協定日：令和〇年〇月〇日 ※指定通知書を交付した日となる。

(指定管理者)	所在地
	法人等名称
	代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
総収入	0円	0円	0円	0円	0円
利用料金					
自主事業収入					
その他収入					
業務代行料					
総支出	0円	0円	0円	0円	0円
管理経費					
人件費					
修繕費					
その他支出					

※ 収支計画書の参考例です。施設の状況により適宜変更してください。指定管理者が提出する収支計画書を添付することも可能です。

※ ただし、支出項目のうち、「人件費」及び「修繕費」については必ず記載してください。

※ 違約金を算定するための管理経費を明確にしてください（ただし、自主事業等に関する経費を除く。）。また、違約金を算出するための基本額を収入見込みの額と設定する場合、どの金額を対象とするのか明確にしてください。

	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度	令和○年度
総収入	0円	0円	0円	0円	0円
利用料金					
自主事業収入					
その他収入					
業務代行料					
総支出	0円	0円	0円	0円	0円
管理経費					
人件費					
修繕費					
その他支出					

※ 収支計画書の参考例です。施設の状況により適宜変更してください。指定管理者が提出する収支計画書を添付することも可能です。

※ ただし、支出項目のうち、「人件費」及び「修繕費」については必ず記載してください。

※ 違約金を算定するための管理経費を明確にしてください（ただし、自主事業等に関する経費を除く。）。また、違約金を算出するための基本額を収入見込みの額と設定する場合、どの金額を対象とするのか明確にしてください。

違約金の算定について、年度の管理経費を基準に算定することと明文化したため、管理経費部分を明確化するため、上記のとおり黄色網掛け赤字部分について、追記する。

概算払いに関する特約条項

(業務代行料の概算払)

- 第1条 大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、指定管理者は、各会計年度における前払いによる業務代行料の概算払い（以下「前払い」という。）を大阪市に請求することができるものとする。
- 2 各会計年度の前項による前払いの支払い回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる時期	支払限度額
第1回	月 日から	金 円
第2回	月 日から	金 円
第3回	月 日から	金 円
第4回	月 日から	金 円

※請求できる時期及び回数については、施設毎に決定してください。

- 3 大阪市は、前2項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる業務代行料を支払わなければならない。
- 4 指定管理者は、第1項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この協定を誠実に履行しなければならない。
- 5 大阪市は、第○条各号（※1）、第○条第2項（※2）又は第○条第1項（※3）の規定により指定を取り消したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を第3項の規定による支払い済みの前払いによる業務代行料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金になお余剰があるときは、指定管理者は、大阪市の請求により、余剰の額を大阪市に返還しなければならない。

ただし、第3条第3項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。（※）

【※公募時に、修繕費を大阪市内で固定していない場合、上記「ただし書き」は削除する。】

- 6 第○条各号（※1）又は第○条第1項（※3）の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

第5項に規定する各条数は、協定書において次の項目を定める条数を記載してください。

※1(指定の取消し又は当該業務の停止)

※2(指定の辞退等)

※3(事情変更による指定の取消し等)

(業務代行料の精算)

第2条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けたときは、各会計年度における当該業務の終了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後20日以内に大阪市に提出しなければならない。ただし、この精算書の提出は、第34条第2項から第4項の検査に合格した後でなければならない。なお、第34条第5項の規定により業務代行料を減額する場合、精算書は、大阪市が指示した日以降に提出しなければならない。

- 2 大阪市が前項の精算書の内容を精査した結果、剰余が生じていると認める場合（第34条第5項の規定による減額する場合も含む。）にあつては、指定管理者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した業務代行料（業務代行料の変更があつた場合には、変更後の業務代行料）から前条第3項の規定による前払金を控除した額を超えて行うことができない。
- 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

※概算払いとなる場合は、本特約条項を添付すること。ただし、概算払いは、大阪市会計規則第51条各号に掲げる場合のみ適用できるものであることに注意すること。

※指定管理予定者を非公募により選定し、又は公募した結果1団体のみが応募し、本市の外郭団体が指定管理者となった場合の業務代行料については、概算払いとする。（関係法令・通知集：20. 【H22.03.18総務第316号】「外郭団体等委託料インセンティブ制度の導入について（通知）」及び関係法令・通知集：21.「外郭団体等委託料インセンティブ制度の取扱いについて」を参照。）

変更(基本・年度)協定書(第 回)

当初協定締結日	令和 年 月 日
変更協定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
施設名称	
直近の業務代行 または 納付金からの増減額	
変更内容	○別紙のとおり ○ ()
その他	

上記の変更協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を原協定書とともに保有する。

令和○年○月○日

(大阪市) 大阪市北区中之島 1－3－20
 大阪市長 ○○○○

(指定管理者) 所在地
 法人等名称
 代表者氏名

※連合体の場合は、構成員も記名押印させること。

令和 年 月 日

大阪市長 様

指定管理者
所 在 地
法人等名称
代表者氏名

▲▲▲▲【施設名称】における利用料金の（変更）承認申請について（依頼）

標題について、△△△△条例第●条第○項に基づき、▲▲▲▲【施設名称】使用における利用料金を次のとおり設定（または変更）しますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

記

1. ○○○○における料金

適用日：

金 額：

理 由：

3. 利用料金（変更）承認申請書・承認書

大〇〇第 号

令和 年 月 日

〇〇〇〇(法人等名称)

〇〇 〇〇 様

大阪市長 □□ □□

▲▲▲▲【施設名称】における利用料金の承認について(回答)

令和 年 月 日付で(変更)承認申請のあった▲▲▲▲【施設名称】の利用料金については、△△△△条例第●条第○項に基づき、次のとおり承認します。

記

1. 〇〇〇〇における料金

適用日:

金 額:

公告日:

契第 3553 号
令和 5 年 3 月 24 日

各 所 属 長 様

契 約 管 財 局 長

指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて（通知）

標題について、本市の指定管理者制度の運用においては、協定に基づく施設の管理運営業務の全部を第三者に委託することを禁止するとともに、事業者から業務の一部を第三者に委託することについて承諾を求められた場合には、業務の性質上適正なものであるかを十分精査したうえで、施設を所管する所属において、あらかじめ書面による承諾手続きを行っていただいているところです。

また、第三者委託契約の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、相手方や委託金額等について公表することとしています。

今般、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱の改正等に伴い指定管理者制度暴力団排除要領を改正し、また業務委託における再委託の取扱いについても新たに整理されることから、第三者委託に関する取扱いを変更することとしましたので次のとおり通知します。

つきましては、貴所属におかれましても、関係職員へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象となる業務

貴所属で締結した指定管理者制度に係る協定において定められている事業者が行う業務について、業務の一部を第三者に委託しているものとします（公募・非公募など事業者選定の方法については問いません）。

2 第三者委託承諾の取扱いについて

指定管理者が第三者委託を行う場合には、委託相手先の商号又は名称及び住所、委託を行う業務の範囲並びに委託予定金額を確認し、適切な履行の確保の観点から、委託を行う合理的理由等について審査し、あらかじめ書面により承諾を行います。

第三者委託承諾後は、履行体制の把握として、第三者委託契約の結果の報告を受ける必要がありますので、次の様式例を参考に作成し、確認してください。

なお、第三者委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）は、予定数量を想定したうえ第三者委託承諾申請書および第三者委託業者通知書において概算金額を記載させてください。

第三者委託承諾申請書・・・・・・様式例 1

第三者委託承諾書・・・・・・様式例 2

第三者委託業者通知書・・・・・・様式例 3

3 第三者委託承諾内容の変更について

承諾した内容に変更があった場合（第三者委託期間や第三者委託金額の変更、第三者委託業務内容を減らす場合など）は、変更に伴う履行開始前に様式例 4「第三者委託業者変更通知書」を徴取してください。単価契約等による概算金額の委託金額確定に伴う変更については、金額確定後に提出させてください。なお、第三者委託先を追加、変更する場合や第三者委託業務内容を追加する場合は、上記 2 のとおり、あらためて申請承諾を行ってください。

第三者委託業者変更通知書・・・・・・様式例 4

4 再々委託等の取扱いについて

第三者委託の相手方又は第三者委託の相手方から委託を受ける者等からさらに別の第三者に委託が行われる場合（以下「再々委託等」という）には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式例5「履行体制届」を指定管理者に事前に提出させ、様式例6「再委託等承諾チェックリスト」により必要性等の確認や届出内容に不備がある場合には、必要に応じて再々委託等の内容修正など指示等を行ってください。

なお、再々委託等を行うこととなった場合は適切な履行管理の一環として、指定管理業務に係る履行体制を十分に把握してください。

ただし、第三者委託は原則禁止であるとの考え方のもと、必要性等を十分に精査したうえで承諾すべきものであり、その趣旨を踏まえ、第三者委託の相手方からさらに第三者への委託が行われる場合の取扱いについては一層慎重に取り扱うこととしてください。

履行体制届・・・・・・・・・・・・・様式例5

再委託等承諾チェックリスト・・・様式例6

5 第三者委託相手方等の公表について

第三者委託相手方等の公表にあたっては、指定管理者に対して本通知の趣旨説明を行い、事務の適正化に対する理解を得られるよう対応してください。

第三者委託相手方等の公表については原則公開することとしています。その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたすことも考えられることから、第三者委託にかかる情報の公開に同意できないと指定管理者が申し出た場合には、様式例7「理由書兼誓約書」を提出させ、妥当性を確認したうえで公表しない取扱いとしてください。

理由書兼誓約書・・・・・・・・・・・・・様式例7

（1）公表時期及び方法

四半期ごとに第三者委託業者通知書により該当の第三者委託の状況を取りまとめ、四半期ごとの翌月末日までに、各所属ホームページ上において公表してください。

※期間内に承諾したものがある場合、漏れなく掲載してください。

第1四半期分	7月末日
第2四半期分	10月末日
第3四半期分	1月末日
第4四半期分	4月末日

（2）公表内容

次の事項を公表することとします。

ア 施設名称

イ 指定管理者名称

ウ 業務代行料年額（円）税込（※）

エ 第三者委託業務内容

オ 第三者委託相手方

カ 第三者委託契約金額（円）税込

※修繕費等の精算を行うことを協定で定めている場合は、精算前の業務代行料を記載してください。

（3）公表様式及び形式

様式例8を参考に作成することとします。

04. 指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて（通知）

（４）掲載場所

産業・ビジネス > 指定管理者制度 > 指定管理者による施設の管理運営状況 > 第三者委託状況
※各所属のホームページへの掲載に加え、本掲載場所についてコンテンツ分類の設定をお願いします。

（５）掲載期間

第三者委託等の契約期間終了の翌年度末まで

6 留意事項

- （１） 大阪市指定管理者制度暴力団排除要領第４条に基づき、第三者委託等の契約金額の多寡に関わらず、第三者委託先や再々委託等先から、暴力団密接関係者でないことを表明する誓約書を徴収してください。

[所属サイト>契約管財局>指定管理者制度関係>01 指定管理者制度の運用に係るガイドライン>（３）【関係法令・通知集】>個別ファイル>03-6 誓約書（第三者委託相手方用）](#)

- （２） 第三者委託及び再々委託等の相手方については、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではないことを確認してください。

7 適用時期

令和５年４月１日。

ただし、６（１）については令和５年５月１日以降の第三者委託にかかる申請分から適用

8 廃止する通知等

次の通知については、令和５年３月３１日をもって廃止します。

・平成３０年３月２３日付契第６０６４号

「指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて（通知）」

9 問い合わせ先

契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

指定管理者制度担当

電話 ０６-６４８４-７５７６

各 所 属 長 様

契 約 管 財 局 長

指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて（通知）

標題について、本市の指定管理者制度の運用においては、協定に基づく施設の管理運営業務の全部を第三者に委託することを禁止するとともに、事業者から業務の一部を第三者に委託することについて承諾を求められた場合には、業務の性質上適正なものであるかを十分精査したうえで、施設を所管する所属において、あらかじめ書面による承諾手続きを行っていただいているところです。

また、第三者委託契約の妥当性を明確にし、透明性のより一層の向上を図るため、相手方や委託金額等について公表することとしています。

今般、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱の改正等に伴い指定管理者制度暴力団排除要領を改正し、また業務委託における再委託の取扱いについても新たに整理されることから、第三者委託に関する取扱いを変更することとしましたので次のとおり通知します。

つきましては、貴所属におかれましても、関係職員へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象となる業務

貴所属で締結した指定管理者制度に係る協定において定められている事業者が行う業務について、業務の一部を第三者に委託しているものとします（公募・非公募など事業者選定の方法については問いません）。

2 第三者委託承諾の取扱いについて

指定管理者が第三者委託を行う場合には、委託相手先の商号又は名称及び住所、委託を行う業務の範囲並びに委託予定金額を確認し、適切な履行の確保の観点から、委託を行う合理的理由等について審査し、あらかじめ書面により承諾を行います。

第三者委託承諾後は、履行体制の把握として、第三者委託契約の結果の報告を受ける必要がありますので、次の様式例を参考に作成し、確認してください。

なお、第三者委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）は、予定数量を想定したうえ第三者委託承諾申請書および第三者委託業者通知書において概算金額を記載させてください。

第三者委託承諾申請書・・・・・・様式例 1

第三者委託承諾書・・・・・・様式例 2

第三者委託業者通知書・・・・・・様式例 3

3 第三者委託承諾内容の変更について

承諾した内容に変更があった場合（第三者委託期間や第三者委託金額の変更、第三者委託業務内容を減らす場合など）は、変更に伴う履行開始前に様式例 4「第三者委託業者変更通知書」を徴取してください。単価契約等による概算金額の委託金額確定に伴う変更については、金額確定後に提出させてください。なお、第三者委託先を追加、変更する場合や第三者委託業務内容を追加する場合は、上記 2 のとおり、あらためて申請承諾を行ってください。

第三者委託業者変更通知書・・・・・・様式例 4

4 再々委託等の取扱いについて

第三者委託の相手方又は第三者委託の相手方から委託を受ける者等からさらに別の第三者に委託が行われる場合（以下「再々委託等」という）には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式例5「履行体制届」を指定管理者に事前に提出させ、様式例6「再委託等承諾チェックリスト」により必要性等の確認や届出内容に不備がある場合には、必要に応じて再々委託等の内容修正など指示等を行ってください。

なお、再々委託等を行うこととなった場合は適切な履行管理の一環として、指定管理業務に係る履行体制を十分に把握してください。

ただし、第三者委託は原則禁止であるとの考え方のもと、必要性等を十分に精査したうえで承諾すべきものであり、その趣旨を踏まえ、第三者委託の相手方からさらに第三者への委託が行われる場合の取扱いについては一層慎重に取り扱うこととしてください。

履行体制届・・・・・・・・・・・・・様式例5

再委託等承諾チェックリスト・・・様式例6

5 第三者委託相手方等の公表について

第三者委託相手方等の公表にあたっては、指定管理者に対して本通知の趣旨説明を行い、事務の適正化に対する理解を得られるよう対応してください。

第三者委託相手方等の公表については原則公開することとしていますが、その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたすことも考えられることから、第三者委託にかかる情報の公開に同意できないと指定管理者が申し出た場合には、様式例7「理由書兼誓約書」を提出させ、妥当性を確認したうえで公表しない取扱いとしてください。

理由書兼誓約書・・・・・・・・・・・・・様式例7

（1）公表時期及び方法

四半期ごとに第三者委託業者通知書により該当の第三者委託の状況を取りまとめ、四半期ごとの翌月末日までに、各所属ホームページ上において公表してください。

※期間内に承諾したものがある場合、漏れなく掲載してください。

第1四半期分	7月末日
第2四半期分	10月末日
第3四半期分	1月末日
第4四半期分	4月末日

（2）公表内容

次の事項を公表することとします。

- ア 施設名称
- イ 指定管理者名称
- ウ 業務代行料年額（円）税込（※）
- エ 第三者委託業務内容
- オ 第三者委託相手方
- カ 第三者委託契約金額（円）税込

※修繕費等の精算を行うことを協定で定めている場合は、精算前の業務代行料を記載してください。

（3）公表様式及び形式

様式例8を参考に作成することとします。

(4) 掲載場所

産業・ビジネス > 指定管理者制度 > 指定管理者による施設の管理運営状況 > 第三者委託状況
※各所属のホームページへの掲載に加え、本掲載場所についてコンテンツ分類の設定をお願いします。

(5) 掲載期間

第三者委託等の契約期間終了の翌年度末まで

6 留意事項

- (1) 大阪市指定管理者制度暴力団排除要領第4条に基づき、第三者委託等の契約金額の多寡に関わらず、第三者委託先や再々委託等先から、暴力団密接関係者でないことを表明する誓約書を徴収してください。

[所属サイト>契約管財局>指定管理者制度関係>01 指定管理者制度の運用に係るガイドライン>\(3\)【関係法令・通知集】>個別ファイル>03-6 誓約書\(第三者委託相手方用\)](#)

- (2) 第三者委託及び再々委託等の相手方については、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではないことを確認してください。

7 適用時期

令和5年4月1日。

ただし、6(1)については令和5年5月1日以降の第三者委託にかかる申請分から適用

8 廃止する通知等

次の通知については、令和5年3月31日をもって廃止します。

・平成30年3月23日付契第6064号

「指定管理者制度における第三者委託の取扱いについて(通知)」

9 問い合わせ先

契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ

指定管理者制度担当

電話 06-6484-7576

第 三 者 委 託 承 諾 申 請 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

指定管理者

所 在 地

法 人 等 名 称

代 表 者 氏 名

大阪市立〇〇管理運営業務基本協定書第〇条の規定に基づき、次の内容について、第三者へ委託したいため、貴市の承諾を申請します。また、本件委託に関して貴市が得た情報は、ホームページ上等で公表されることについて同意します。

なお、第三者委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

施設名称	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第三者委託先 1	
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.委託をする業務内容	
3.委託をする期間	
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.委託をする理由	
第三者委託先 2	
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2.委託をする業務内容	
3.委託をする期間	
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5.委託をする理由	

第 三 者 委 託 承 諾 書

大〇第
令和 年 月 日 号

様

大阪市長

大阪市立〇〇管理運営業務基本協定書第〇条の規定に基づき、次の内容について第三者への委託を承諾します。
なお、委託業者決定後、遅滞なく書面で報告を行ってください。
また、本件委託に関して本市が得た情報については、ホームページ上等で公表を行います。

記

施設名称	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第三者委託先1
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.委託をする業務内容
3.委託をする期間
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.委託をする理由
第三者委託先2
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.委託をする業務内容
3.委託をする期間
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.委託をする理由

第 三 者 委 託 業 者 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

指定管理者

所 在 地

法 人 等 名 称

代 表 者 氏 名

委託承諾書（令和〇年〇月〇日付大〇第〇〇〇号）に基づき、次のとおり報告します。

記

施設名称	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第三者委託先1
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.委託をする業務内容
3.委託をする期間
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.委託をする理由
第三者委託先2
1.委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名
2.委託をする業務内容
3.委託をする期間
4.委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）
5.委託をする理由

第三者委託業者変更通知書

令和 年 月 日

大阪市長 様

指定管理者

所 在 地

法 人 等 名 称

代 表 者 氏 名

再委託業者通知書に変更がありましたので、次のとおり通知します。

記

施設名称	
指定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第三者委託先○	
1. 変更部分の変更前の内容	
2. 変更部分の変更後の内容	
3. 変更理由	

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

指定管理者
所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者 氏 名

履行体制届

大阪市立〇〇管理運営業務基本協定書第〇条第〇項の規定に基づき、第三者委託に係る履行体制について、下記のとおり届け出ます。

なお、履行体制に含まれる事業者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

1 名称等

施設名称	
指定期間	

2 履行体制図（次頁を参考に記載すること。）

3 履行体制に含まれる事業者

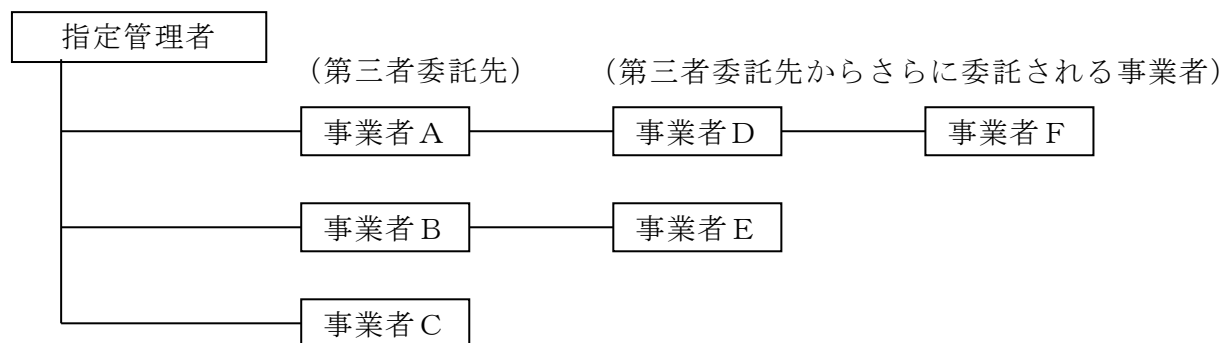
商号又は名称	代表者 （役職・氏名）	所在地	業務の範囲 （具体的かつ詳細に記載）

※指定管理者については記載不要。欄が不足する場合は追記すること。

4－5．（様式例5）履行体制届

参考

2 履行体制図【記載例】



再委託等承諾チェックリスト

施設名称：

審査内容

審査項目	審査結果
業務の全部を一括して再委託等※するものでないこと	
仕様書等において指定した主たる部分を再委託等するものでないこと	
再委託等の必要性及び合理性があること	
再委託等の相手方が必要な履行能力（許認可等）を有していること	
再委託等の相手方が競争入札参加停止措置中または入札等除外措置中でないこと	
再委託等の相手方からの暴力団排除措置要綱に基づく誓約書の提出	

※再委託等とは、第三者委託及び第三者委託先から別の第三者に委託されることをいう。

理由書兼誓約書

令和 年 月 日

大阪市長 様

指定管理者

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

大阪市立〇〇管理運営業務基本協定書第〇条の規定に基づき、第三者へ委託した業務に関して、貴市が得た各情報のホームページ上での公表に同意できない事項及び理由について、以下のとおりですので公表を免除願います。なお、第三者へ委託する業務は仕様書等において定める主たる部分を含むものではなく、相手方は業務を履行する能力を十分に有し、不適切な第三者委託でないことを誓約します。また、第三者委託等に関する質疑及び報告要請等があれば、これに応じるとともに、指定管理者として誠意をもって対応いたします。

記

1 施設名称 _____

2 公表に同意できない事項

☐ 第三者委託内容 ☐ 第三者委託相手先 ☐ 第三者委託契約金額

3 一部又は全部について同意できない事項がある場合の理由

(確認事項)

- ① 公表に同意できない事項について、2の□にレを記入してください。
- ② 同意されなかった項目については、その旨を公表します。
- ③ 本書の提出がなかった場合は、全ての項目について同意があったものとします。
- ④ 本書における同意の有無にかかわらず、本市が得た情報については、大阪市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

【所属名】の指定管理者制度における第三者委託の状況について								令和 年 月 日現在
No.	施設名称	指定管理者	業務代行料 年額 (円)税込	契約期間	第三者委託 業務内容	第三者委託 相手方	第三者委託 契約金額 (円)税込	備考
1-1	〇〇センター	(株)〇〇	28,732,500	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	施設清掃	(有)△△	327,400	
1-2	同上	同上	同上	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	消防設備点検	□□(株)	150,000	
2	△△センター	△△(株)	65,800,300	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	—	—	—	
3	◎◎館	◎◎(株)	なし	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	受付(庁舎・ 施設)	▲▲(株)	1,230,000	

注意事項

- (1) 一つの施設管理につき複数の第三者委託相手方が存在する場合は、項番に枝番（一）をつけて作成してください（上記様式例参照）。
- (2) 「—」は、公表について承諾を得ることができていない項目等を示しています。
- (3) 修繕費等の精算を行うことを協定で定めている場合は、精算前の業務代行料を記載しています。
- (4) 変更があった場合は、その都度速やかに変更するとともに、様式右上の日付を更新してください。
- (5) 「第三者委託業務内容」については、入札参加有資格者名簿の小分類から該当するものを記入してください。小分類名称のみでは第三者への委託内容が不明瞭である場合は、中分類との併記や、（ ）書きにより補足するなど、わかりやすい表現としてください。
- (6) 公表期間については、第三者委託等の契約期間終了の翌年度末までとします。
- (7) 公表ページにおけるコンテンツ分類については、「産業・ビジネス」＞「指定管理者制度」＞「指定管理者による施設の運営状況」＞第三者委託状況に設定してください。

5. 指定管理者指定取消通知書

□□ □□ 様

大〇〇第 号
令和 年 月 日

大阪市長 〇〇 〇〇 

指定管理者指定取消通知書

令和 年 月 日付け大〇〇第〇〇号で通知した指定管理者の指定は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、次のとおり取り消したので通知します。

記

1 指定取消施設名称

●●●●

2 取消年月日

令和 年 月 日

3 取消理由

(不服申立ての教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

業 務 責 任 者 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
法 人 等 名 称
代 表 者 氏 名

〇〇〇〇【施設名称】業務責任者を変更しましたので、指定管理業務基本協定書第〇条の規定により、通知します。

記

旧 業 務 責 任 者	
新 業 務 責 任 者	
変 更 理 由	

業 務 従 事 者 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所 在 地

法 人 等 名 称

代 表 者 氏 名

〇〇〇〇【施設名称】業務従事者を変更しましたので、指定管理業務基本協定書第〇条の規定により、通知します。

記

業 務 従 事 者 を 退 任 す る 者	別紙のとおり
業 務 従 事 者 に 選 任 さ れ た 者	別紙のとおり

[illegible]

※施設の特性等を考慮し、適宜加工してご活用ください。

○枚中○枚目

[illegible]

※施設の特性等を考慮し、適宜加工してご活用ください。

○枚中○枚目

[illegible]

※施設の特性等を考慮し、適宜加工してご活用ください。

○枚中○枚目

[illegible]

※施設の特性を考慮し、適宜加工してご活用ください。

対象文書等引渡し完了報告書

令和 年 月 日

大阪市長 様

所在地

法人等名称

代表者氏名

〇〇〇〇【施設名称】指定管理業務基本協定書第〇条に定める対象文書等を新たな指定管理者（または大阪市〇〇局（〇〇区役所）〇〇課）に引渡しました（引渡します）ので、指定管理業務基本協定書第〇条の規定により、報告します。

記

[illegible]

09. 外部委託（指定管理者を含む）による情報セキュリティ対策の履行状況チェックシート（標準例）

No.	情報セキュリティ対策基準におけ	カテゴリ	外部委託先（指定管理者）への確認項目	確認方法の例	確認する資料等の例	確認欄 問題なし/要改善
1	10(2)②ア	従業員への研修	外部委託先（指定管理者）において、委託業務に従事する者に対して、必要な教育・研修が実施されていることを定期的に確認する。 ※例えば、1年ごとになど	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 外部委託先（指定管理者）の教育実施記録	
2	10(2)②ア	目的外利用の禁止等	外部委託先（指定管理者）において、本市から提供された情報の目的外利用及び外部委託先（指定管理者）以外の者への提供が行われていないことを確認する。	右記資料の閲覧等により確認する。 ※外部委託先（指定管理者）において、職員に対し本市から提供された情報を目的外で利用してはならないことや外部への提供を行ってはならないことが周知されていること等を確認する。	☐ 職員への周知記録（紙文書・メール等）	
3	10(2)②ア	第三者委託に関する制限事項	外部委託先（指定管理者）に対し、一括の第三者委託を制限している。例外的に一部第三者委託を認めるときは、再委託先となる事業者において、外部委託先（指定管理者）と同水準の情報セキュリティ対策が徹底されるよう、必要な措置を講じている。	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 第三者委託の申請に関する資料	
4	10(2)②ア	情報資産の廃棄	外部委託先（指定管理者）の業務終了時における情報資産の廃棄する場合、需要情報の消去等の処理が完了した際にはその報告を文書により提出させる等の方法により確認する。	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ データ消去報告書 ☐ 情報資産廃棄報告書	
5	10(2)②イ	外部委託先（指定管理者）の選定	外部委託先（指定管理者）選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることが確認されている。 ※必要なセキュリティ対策とは委託内容に応じて仕様書等で定めた対策など。	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 外部委託先（指定管理者）の公募における事業者からの申請資料	
6	10(2)②ウ	人的セキュリティ	外部委託先（指定管理者）において必要なセキュリティ対策が確保されているか定期的に確認する ※必要なセキュリティ対策とは委託内容に応じて仕様書等で定めた対策など。	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 事業の計画書 ☐ 進捗報告書	
7	10(2)②オ	作業者の資格	外部委託先（指定管理者）において、協定で定められた資格を有する者が作業に従事していることを確認する	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 外部委託先（指定管理者）の作業体制図	
8	10(2)②カ	ユーザID管理	外部委託先（指定管理者）において、作業を行う者のユーザID、パスワード等について、作業終了後、不要となった時点で速やかに抹消されているか確かめる。	右記資料の閲覧等により確認する。	☐ 外部委託先（指定管理者）の作業体制図 ☐ ユーザID一覧 ☐ データ消去報告書	

施設名		施設所管	
指定管理者			
現指定期間		制度導入年月	
施設の設置目的			
業務内容			

指定管理者制度導入効果の検証

1 利用状況の推移

項目	年度 (制度導入前年度)	年度 (現指定期間前年度)	年度	年度	年度
利用者数(稼働率)					
(対前年度比)					
(対導入前年度比)					

2 成果目標と取組結果

項目	年度 (制度導入前年度)	年度	年度	年度
(例)利用者満足度				
目標値				
実績値				
(達成率)				
(例)稼働率				
目標値				
実績値				
(達成率)				
目標値				
実績値				
(達成率)				

3 民間ノウハウの活用

《市民サービスの量的拡大》

事例	効果・内容等
(例)開館時間の延長	

《市民サービスの質的拡大》

事例	効果・内容等
(例)接客マナーの向上	

《その他》

事例	効果・内容等
(例)〇〇事業実施による利用拡大	

4 経費的効果

項目	年度 (制度導入前年度)	年度 (現指定期間前年度)	年度	年度	年度
業務代行料					
(対前年度比)					
(対導入前年度比)					

項目	年度 (制度導入前年度)	年度 (現指定期間前年度)	年度	年度	年度
利用料金(使用料)					
(対前年度比)					
(対導入前年度比)					
自主事業収入					
(対前年度比)					
(対導入前年度比)					

5 次期指定管理者募集に向けた検証

指標	検証結果
施設の設置目的の達成に効果的か	
財政上の効果は得られているか	
サービスは向上しているか	

6 所管所属の判断

施設管理の方法	
理由	
移行時期	

公募にかかる事業者ヒアリング

応募状況調査結果の概要 ※実施している施設のみ	
----------------------------	--

ヒアリング対象者区分 (現指定管理者・応募可能団体)	指定管理者	応募可能団体	応募可能団体	応募可能団体	応募可能団体
団体名称					
ヒアリング実施日時					

ヒアリング項目(例)	団体名称	ヒアリング結果	課題
			課題解消のための見解および対応策
指定期間について			
募集単位の設定について			
募集時期の希望			
施設の管理運営に関する 要望等			

ヒアリング項目(例)	団体名称	ヒアリング結果	課題
			課題解消のための見解および対応策
自主事業について			
業務代行料について			
その他運営に関する意見			

様式 1

令和●●年●●月●●日

市 民 局 長 様

● ● 局 長
(担当：●●課 ●● 電話●●)

暴力団排除に関する協定書に基づく照会について（照会）

大阪市の暴力団排除に関する協定書第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり照会します。

記

事 務 事 業 名	
照 会 内 容	☐ 暴力団員の該当の有無 ☐ 暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無
照 会 対 象 者	別紙のとおり。
根 拠 規 程 等	
照 会 件 数	件
備 考	

[illegible]

[illegible]

様式2

令和●●年●●月●●日

市民局長様

●●局長
(担当：●●課 ●● 電話●●●)

暴力団排除に関する協定書に基づく暴力団の排除措置の結果について（通知）

大阪市の暴力団排除に関する協定書第6条の規定に基づき、令和●●年●●月●●日付け●●第●●号で回答又は通報のあった件について、下記のとおり通知します。

記

措置の有無	☐ 有 ☐ 無 理由
措置年月日	
措置対象者	
措置内容	
根拠規程	
備考	